

川辺電話自動化開通

電話

それは昼も夜も絶え間なく空を飛びかう
目に見えない電波によって
私たちのくらしのなかで
すばやく正しい情報を伝え、連絡をとり
重要な報告を送ってくれる
日ごろのくらしから災害時まで
行政指令から庶民の娯楽まで
大都市から農山村のへき地まで
電話の受ける恩恵はすばらしく大きい
きょうここに待望の
川辺局ダイヤル式電話の開通をみた
情報化時代の名のもとに
くらしの向上に経済の発展にと
さらに大きな役割を果たすことだろう。

(電話自動化切替え5分前の緊張したひととき)

02.3.86. 57



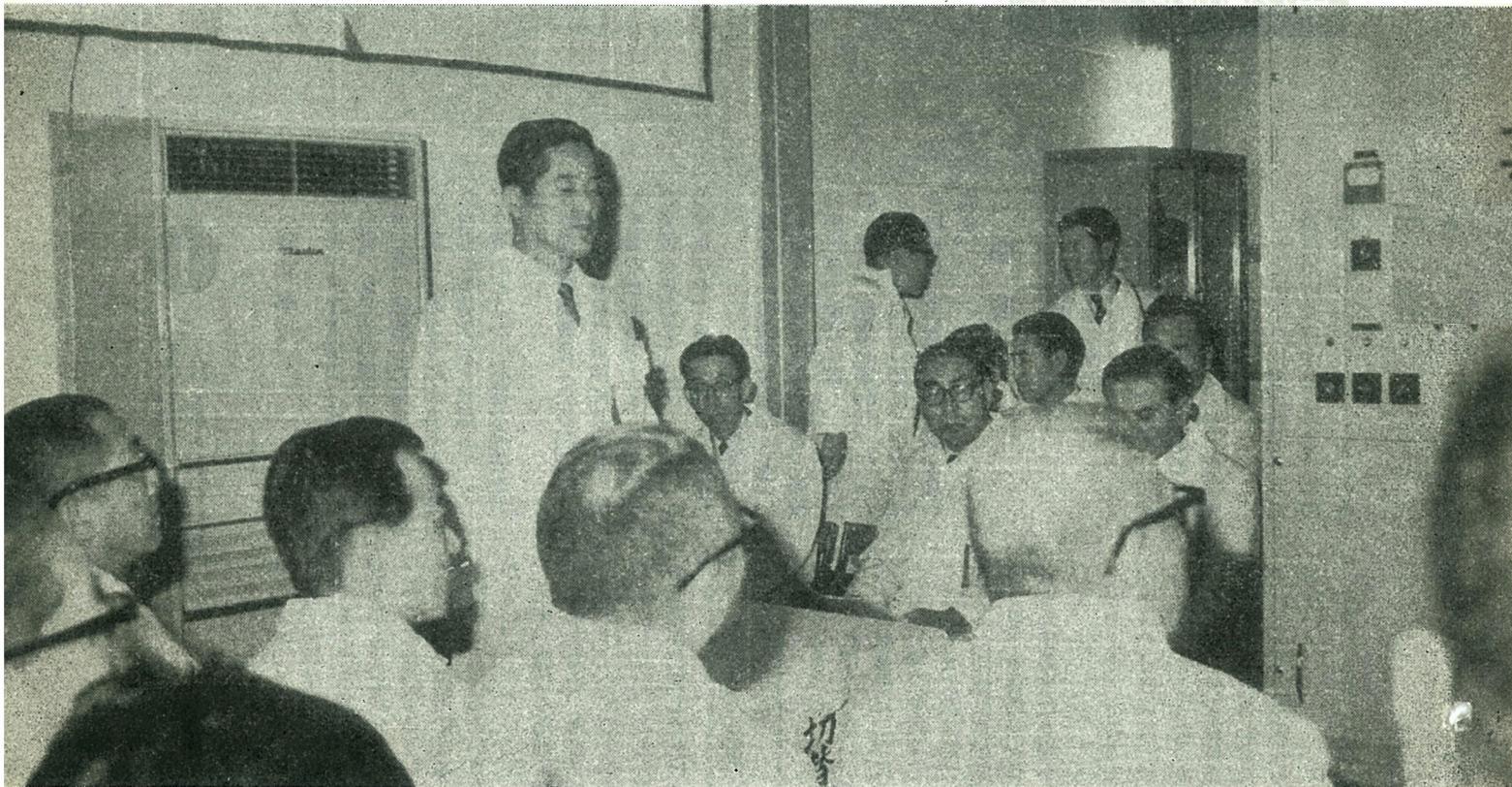
No. 57

人口の動き

総 人 口	10,014 人
男	4,512 人
女	5,502 人
世 帯 数	2,300 戸
転 入	28 人
転 出	29 人

(1月末住民登録人口より)

今冬最大の寒波に備え





(質問に応じる平野県知事、農協大會議室にて)

高校新設など 七項目を要望 ——各代表から二百余名が参加——

第22回地域懇談会

さる二月七日、午後三時から川辺町農協会館において、平野岐阜県知事はじめ県当局の関係者ら十人の出席をえて、第二十二回地域こん談会を開きました。

これは知事が自ら現地を訪れ直接住民の声を聞くというもので本町では今回が始めてのこん談会でした。

会場には、町内から各団体約二百名が参加し、当面の諸問題について、各代表からそれぞれ有益な意見、要望事項があげられ、二時間にわたりこのこん談会も盛大なうちに終りました。

以下本紙での内容をとりあげ集録して特集しました。



質問事項

◇ 中部中PTA会長（桜井孝好）
過日、父兄等の署名提出により一市二郡で陳情した高校誘致について現在どのようにお考えか、また当町に高等学校を設置していたら何様の回答をただけるかどうか、明確な回答をお願いしたい。

◇ 総務文教委員長（小森利夫）
あらゆる自然環境に恵まれ、また交通の便から考えて、当町にぜひ高校を新設してほしい。

◇ 中部中PTA副会長（神田小也）
遠距離への通学生をなくしていくという主旨で行なわれる、高校の学区制の改正に際し、この点への一層のご配慮を賜わり、何んとか中川辺一白川口間に、できれば町内に県立高校普通科を新設願いたい。

回答

高校問題は県下全体の問題

高校の新設問題について、川辺町内に新設せよといわれるのは、大変無理なことである。ご理解願いたい。

これは県下全体の問題であつて先般白川町に行つたときも、この問題がとり上げられている。ご承認ください。

おおよそ、その方向としては、六学区の各区域に一校づつ新設する必要があると思うが、できるだけ現在の学校を整備拡充し、これによって間に合わせたい。しかしそれでもあと数校作らなければならぬ。

当地区においては、今回古井町

知のとおり小中学校においては市町村、高等学校においては県の責任であつて当地区に高校を作るかどうかもまだ決定していない。
かりに新設するということが決まつても一箇所になるわけで、どの町村にも作るというわけにはいかない。

元来、高校の問題は岐阜県の教育水準を高め、たとえば高校進学率をあげ、全ての人が入学できるようになりたい、こんな考え方からこの問題が出発したわけである。

1 高校問題について

に私立の高校が新設決定となつたが、はたして一校新設する必要があるかは生徒の数によるわけである。たとえば、今年の中学生の絶対数が減っているので、進学者は昨年より減っている実状である。来年は増える傾向で、現在すでに八九%になつてゐるが、事実上百%にもつていくことになつても、自から限度があるわけである。

もし、新設することが決定となれば、すでに美濃加茂市とか八百津とかいうように現在ある場所を作る必要はない。そうなれば、この地区としては川辺町か七宗町、あるいは白川町ということになり、いづれにせよ、新設決定には、元でよくご相談願い、ここだと決まればそのように私としては決め

なんとしても、生徒の通学ということが根本の理由でなければならぬ。

要するに、生徒の数によって新設するわけで、あと数校作れば高校は事实上中学校と同じ状態に岐阜県ではなる。従つて、それ以上作る必要はないわけで、かりに当地区に学校を作るということになつても、今申し上げたように、それぞれ各町村で、こ要望があることは当然なことで、そうなれば私はどこに作るかということはお約束できない。

交通安全施策の改善と

充実について

〈質問事項〉

◆川辺町交通安全協議会会長

本町を縦貫する国道四一号線は

交通量が激しく、反面交通事故も年々増え、悲惨な状態が続いている。これらの対策として次の事項

一、下川辺地内、丸大スプリング

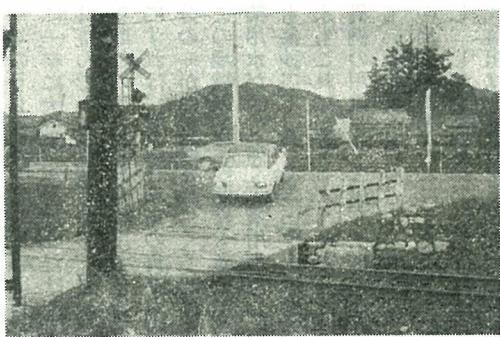
前 の 横断歩道に信号機を設置してほしい。

下川辺丸大スプリングおよび
之上への横断歩道の信号機設置に
ついては、かねてより要望が出さ
れ、県の交通安全対策委員会で検
討されていたが、山之上へのところ
ろに作ると少なくとも四十一号線
が二車線であるので、これをどう
しても三車線にし、県道を七メー

二ヶ所の信号機
設置は至難

信号機の問題は、警察の所管になつてるので、警察当局の方から順次ご要望に応じて、私の方で予算を支出したい。（県知事）

回答



新設決定は地元

の相談によつて

二〇度の急傾斜を保つ大北
踏切 交通に大きな難所の
ひとつ

トルに拡巾しなければならない。

八
回

下川辺地内信号機
は押ボタン式を

えなければならぬ
従つて、これは非常に至難であると思われる。

また、現在の町の問題として、もう一つ、丸大スプリングの工事と、これから二ヶ所の工事には、少なくとも一億円が必要であり、同時に高山線の合理化の問題もでてきてるので、それとかみ合せて、県の交通安全対策委員会へ、再三再四検討したが、なかなか今すぐというわけにはいかない。

過日、現地を調査した結果
大スプリングのところに關しては
自動車と歩行者を同時に処理する
信号機は、非常に無理なことである
。従つて、押ボタン式信号機の設置
することになるが、四十八年
度内設置ということは決まって
ない。しかし、前向きに検討を進
めたいという交通課長の答弁であ
った。

それから、県道関・川辺線にては長谷部県議のいわれたよろしく国道の巾員九メートル、県道を七メートルに拡幅して、国鉄と連動の信号機（列車が通過の際同時にストップする）にすると、信号機だけで四百五十万から五百万円道路改良工事に五千万円必要となり、なかなか至難だと思う。

大北踏切の改良は県道
のバイパス新設で

次に美濃・川辺線にかかる大北

点ご承知願いたい。（長谷部県議）

◇総務文教委員長（交告米一）
丸大スプリング信号機設置の件
については、四十八年度内に設置
することを決定しているというこ
とだが、事実かどうか。

次に美濃・川辺線にかかる大北踏切の改良については、同踏切より百メートルほど北に町道があるが、ここは鉄道と国道との間かくが約三十メートルあるので、これを県道のバイパスとし、併せては場整備も行なわれるので、延長五百メートルほど改良すればこれは処理できると思ふ。

この件については、国鉄と建設省へ事務折衝して、四十九年度ぐらいにはなんとか着手したい。それから、山之上からくる道路

拡幅については、順次改良したいと思つてゐる。

(道路建設課長補佐)

3 ほ場整備後の事業について

ほ場整備後の事業に

質問事項

◇厚生経済委員長（牧田信夫）

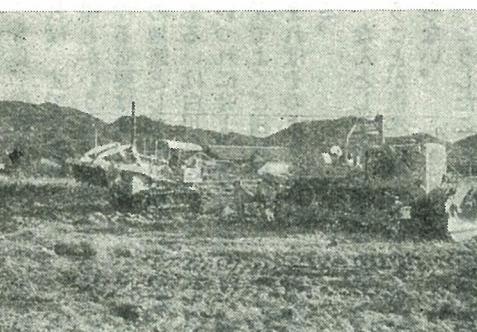
ほ場整備完成後、そのまま私共に渡していくだいても当然耕作不可能なことである。従つて事業後は荒耕しには莫大な地元負担をするので今後はこうした荒耕し事業もほ場整備の工事工程に入れてほしい。

関連質問

◇上川辺工区長（佐伯一江）

県営ほ場整備事業は四十六年より四十八年の三ヶ年に町内の約三七%が実施され残りの分については、今後五十二年通水予定の木曽川右岸用水の水管ができあがる前に完了できないか。

またほ場整備事業の地元負担は計画当初より多くなり、木曽川右岸用水幹線工事の分担金も負担しなければならない。よつて県費の補助率を増額されるよう要望する



ブルのけたたましい音がき
ょうも聞えてくるが……

タードという小さな機械だとなかなか耕しにくい状態である。これからは土地改良区全般を通じて中型大型の機械を借りるなど全体での問題を解決していただくようお骨おりさせていただきたい。

木曽川右岸用水は農業用水単独ではない

ほ場整備後の荒耕しの問題については、原則的にいえば荒耕しからは當農部門に入つてくるが、ご要望の事項については、当地だけに渡していくだいても当然耕作不可能なことである。従つて事業後は荒耕しには莫大な地元負担をするので今後はこうした荒耕し事業もほ場整備の工事工程に入れてほしい。

次にはほ場整備事業の負担であるが、現在この事業の制度としては一団地二百ヘクタール以上なれば、県営ほ場整備事業にならないということ規則になっている。しかし当地におけるほ場整備は木曽川右岸用水事業の関連大事業であると

事業（補助率七〇%～七五%）として（普通の団体だと補助率四〇%四五%）農林省において特例を認めていただくよう知事にお願いしていただいたわけである。川辺町全体では二百ヘクタール以上になつてゐるが、それ以前の制度でいなくなかなならないのであり、県営ほ場整備事業としては当地が始ままで、私共最大の努力はして

いるつもりである。

地元負担の軽減には最大の努力をしている

また地元負担の軽減ということは非常に大きな問題であるので、四十八年度からは補助残融資として、今まででは二十五年償還の融資制度があつたがこの補助金を差し引いた額の八割までを貸そとうのを四十八年度からは一戸当たり二百万円までを全額しかも金利を下げて貸すことに決定しつある

いずれにしても一度に苦痛な負担にならないよういろいろの処置をしていきたいと思つてゐる。工事を早くせよといふ点についても、私共できる範囲内で最大の努力をいたし、機械化によつて労力の節減を図りうまい米づくりに努めさせていただくようお願いしたい

（県農政部長）

4 農村婦人の健康診断について

農村婦人の健康診断に

質問事項

◇川辺町婦人会川辺分会長（栗山米子）

妊産婦の初診料、定期検診、入院、出産費用について、健康保険が適用されるよう要望したい。

回答

一、二回無料、または低額の検診料で定期の健康診断をしてほしい

（回 答）
健康院の利用をおすすめする

壮年層の成人病の死亡率が非常に高いが、心臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病などの成人病の検診を行つて、

県としては、できるだけ運動していくが、このほど岐阜県が日本で始めて病院でなく健康院というものを完成し、この四月から実施する。

これは、四十三項目にわたる検診を行なうもので、ここでは三年に一回検診を受ければよいが、実際にには年に一回行なえば、まず心配なく、低額でしかもわざか三時間ですむことだからぜひご利用願いたい。

また、検診車も県下を巡回しているので、町村ごとに検診をやつていただきても結構である。

(県知事)



検診車の巡回、ガン結核 子宮検診は行なわれるが………

5

老人福祉について

〈質問事項〉

◇川辺町連合福寿会会长

(平岡喜八)

国において、福祉国家建設が叫ばれているが、県においても充分これを考慮され、老人クラブへの補助金を増額していただきたい。

〈回答〉
メニュー化予算の活用を願う

老人クラブについては、今までにもわざかながらも補助して運営させていただいているが、今年はさらに大々的にやろうと計画して

いる。その方法については、各市町村ごとによって事情が違うので、そこで考えたのがメニュー化予算といふものである。これは、各市町村ごとに計画を立てていただき、会など実施する場合、その費用をそれぞれ市町村で出していただき、その分だけ県で支出しようとする制度であ

列車の待ち合わせには大きな時間のロスがある



7

高校通学者の時間帯について

〈質問事項〉

◇中部中P.T.A書記(中島和矩)

白川、上麻生、神淵の中学校P

T.Aに呼びかけて、私共は高校へ通学する時間帯の便をよくするため、次の事項を要望したい。

一、太多線美濃太田発七時四十三分に連絡する高山線乗り列車を設けてほしい。

二、名鉄広見着四時十五分の乗客をうけて、美濃太田発四時三十二分の高山線下り列車を設けてほしい。

〈回答〉

四十八年度の県のこの予算は四千万円計上したので、各市町村の予算とも含めて、ぜひこれをご活用願いたい。(県知事)

地元の美濃加茂教育事務所の方とも努力していきたいと思ってる。県の教育委員会としても、バックアップして、みなさんのご要望がかなうよう、できるだけ考慮したいと思う。

(県教育委員会管理部長)

車がすれ違えば巾員いっぱいの山川橋

6 山川橋の改良について

〈質問事項〉

◇土木委員長(大谷行雄)

県道恵那一川辺線にかかる延長

五百メートルの山川橋は巾員四、五百メートルしかなく交通事故の危険性も考えられるのでかねてより歩道を架設してほしい旨を要望しているところである。しかし、橋梁が老朽化しているところから歩道架設は至難であるとの声も聞く歩道ができなければ、川辺大橋の完成を見るとき、重ねて橋を作ることは心苦しいことだがぜひ第七

次の道路五ヶ年計画に折り込んで早急に県当局に調査の補助をおつけ願いたい。

〈回答〉

歩橋架設は構造上無理

山川橋の歩道橋が全く必要であると思っている。しかし、構造上それは全くできないわけであり、従つて新しい橋を作るより方法はなく、ひとつ検討したいと思ってる。

(県知事)



西美濃新聞社編集部

町税のゆくえ

昭和四十六年度決算から

昭和四十八年第一回臨時町議会は、さる一月三十日午前九時から開かれ、決算特別委員会に付託されたいた昭和四十六年度一般会計決算など九案件について審議され、いずれも原案どおり可決、承認されました。

そのなかから私たちの税金がどのように使われたか、おもな決算のあらましをのぞいてみましょう。

人間の特性として、よくひとの家との貧富が比較されます。

これと同じように町村の貧富も比較されることがよくあります。その町が豊かであることはただ予算額が多いだけでは言い表わすことはできません。

いいかえれば、自己財源がどれだけあり、その予算がどれだけ行政投資され住民の生活を助けているか、これによって町の豊かさがはかるものです。他町に比べて予算が少なくとも、そのお金の使い方、いわゆる“中味”的濃いものでなくてはなりません。

こんな観点から、この公表をみていただき、みなさんのご理解を得たいと思います。

財政規模前年度より

二一%の伸び

まず一般会計からみてみましょう。昭和四十六年度の歳入当初の予算額は四億二百四十七万六千円で、これに対し七回の補正を行な

つて五千一百一万六千円加算され、最終予算是四億五千三百四十九万二千円となりました。そして、最終予算に対する収入済額は四億四千六百十萬六千円で九八・四%とほぼ執行完了しました。

また、歳出は最終予算に対し四億一千五十三万円で九〇・五%支出されており、三千五百五十七万六千円の残額となっています。

これは明許繰越として道路新設改良費一千百万円、起債償還積立金百万円があり、一千四百五十七万六千円を四十七年度へ繰越しています。

町税一人当たり 七、〇二五円

これらの投資的経費は一億七千六十九万円と全体の約四割を示しています。また消費的経費の増加は毎年のように行なわれる物価上昇、人件費の高上による原因が大きく、財政運営においてひとつ大きな悩みともなります。

なお、明細はグラフ、表をご覧ください。

次に町民の負担状況について少しふれてみましょう。昭和四十六年度中に、みなさんが納めていた町税は総額八千九百八万四千円となっていますが、これは前年にくらべて十七・四%の伸びとなっています。

町の問題は町民全体の問題

町税のなかにも町民税や固定資産税のように直接納める税金と、たばこ消費税や電気ガス税のよう間に接する税金があります。このなかで、直接税は町税全体

の七八・七%で七千十四万円になりますが、これは町民一人当たり七・〇二五円の負担額といふことになります。

このように年々税収はわずかながらも増えていますが、物価値上げにより、その二倍にも三倍にも諸経費が増していき、これに追いついて行けるよう町財政は堅実に運営していくなければなりません。

税収を増やすためには、町営企業や企業誘致などいろいろな方法があげられます。企業にも労働力の関係で限度があり、こういった状態をどう切り抜けていくか、ここにも大きな問題があると思します。

報酬月額

議長

五万二千円

副議長

四万二千円

その他議員

二万六千円

町議会議員の報酬改定について昭和四十七年四月にさかのぼつて教育長の給与が月額十万八千円に引きあげられました。

町教育長の給与改定について

最近の社会経済の状勢及び議会活動の実態などからみて、ある程度の引きあげが必要であるという考え方のもとに、類似町村と十分比較検討し、四十七年九月にさかのぼつて適用されることになりました。

町長	十八万円
助役	十四万八千円

収入役

十三万円

可決承認された案件

昭和四十六年度決算認定について（別途説明）

町常勤の特別職の給与改定について町の三役の給与が次のように改正され、昭和四十七年四月にさかのぼつて適用されることになりました。

今回は特別職の給与、議員の報酬改定による追加を主なものとし歳入歳出の額に二百九十四万五千円を追加、予算総額を四億四千六百七十一万五千円としました。

一般会計 岁入

単位千円

款	最終予算額	収入済額	収入率
町 稅	81,355	89,084	109.5
地 方 譲 与 税	1	547	547.0
自動車取得税交付金	3,800	3,977	104.7
地 方 交 付 税	172,274	172,309	100.1
交通安全特別交付金	251	251	100.0
分担金及び負担金	8,333	8,337	100.1
使用料及び手数料	4,185	4,163	99.5
国 庫 支 出 金	48,020	46,699	97.3
県 支 出 金	17,342	15,766	91.0
財 産 収 入	6,109	7,426	121.6
寄 付 金	1,482	1,375	92.8
繰 入 金	22,000	0	—
繰 越 金	26,627	26,627	100.0
諸 町 収 入	27,713	28,946	104.5
債 債	34,000	40,600	119.4
歳 入 合 計	453,492	446,107	98.4

歳出

款	最終予算額	支出済額	支出率
議 会 費	9,665	8,884	91.9
総 務 費	83,670	79,967	95.6
民 生 費	43,159	41,283	95.7
衛 生 費	9,311	8,843	95.0
農 林 水 産 業 費	20,735	16,320	78.7
商 工 金	1,599	1,239	77.5
土 木 防 費	150,422	132,970	88.0
消 防 費	20,138	17,981	89.3
教 育 費	63,390	60,828	96.0
災 害 復 旧 費	31,383	30,052	95.8
公 債 備 費	12,576	12,163	96.7
予 備 費	7,444	0	—
歳 出 合 計	453,492	410,530	90.5

国保事業勘定 岁入

款	最終予算額	収入済額	収入率
国民健康保険税	16,259	14,995	92.2
使用料及び手数料	5	9	180.0
国 庫 支 出 金	26,125	26,146	100.1
繰 入 金	2,000	2,000	100.0
繰 越 金	1,555	9,533	613.1
諸 収 入	7	335	4,785.7
歳 入 合 計	45,951	53,018	115.4

歳出

款	最終予算額	支出済額	支出率
総務費	4,079	3,926	96.3
保険給付費	40,246	36,772	91.4
予備費	22	0	—
公債費	99	0	—
償還金利子・割引料	1,505	1,505	100.0
歳出合計	45,951	42,203	91.8

農業共済事業勘定 岁入

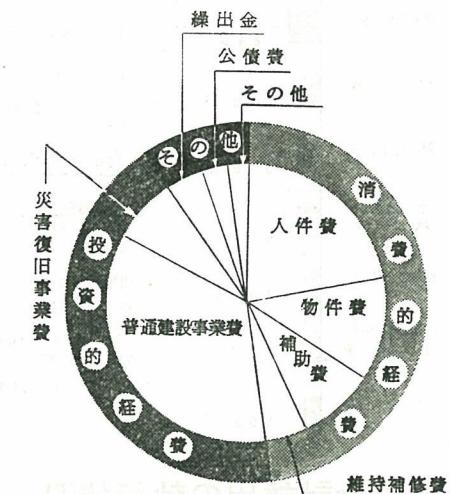
款	最終予算額	収入済額	収入率
掛金交付金及補助金	1,600	851	53.2
保険金及診療補填金	2,819	1,553	55.1
連合会無事戻し金	28	23	82.1
賦課金	488	288	59.0
県 支 出 金	2,794	2,686	96.1
諸 収 入	58	94	162.1
繰 越 金	1,477	1,298	87.9
歳 入 合 計	9,264	6,793	73.3

歳出

款	最終予算額	支出済額	支出率
保険料及技術料	859	283	33.0
共済金	3,559	2,112	59.3
総務費	3,247	3,103	95.6
連合会支払金	139	105	75.5
無事戻し金	155	92	59.4
予備費	77	63	81.8
歳出合計	1,228	0	—
歳出合計	9,264	5,758	62.2

執行されています。
まず、国民健康保険会計では、予算現額を七百六万七千円上回る五千三百一万八千円の収入があり支出額は四千二百二十万三千円で実質収支一千八十一万五千円が残り、翌年度へ繰越しました。農業共済会計では、予算現額九百二十六万四千円に対し、六百七十九万三千円の収入、使ったお金は五百七十五万八千円で、残額百三万五千円を四十七年度へ繰越しています。

このように昭和四十六年度の町の台所はしめくられ、健全な財政を維持しました。しかしながらこのなかには前にも述べましたように幾多の大きな問題もかかっています。町の問題は町民全体の問題です。ぜひ、みなさんの積極的なご理解とご協力によって解消していきたいと思います。



学校給食共同調理場事業勘定 岁入

款	最終予算額	収入済額	収入率
事 業 収 入	19,992	20,542	102.8
諸 収 入	3	42	1400.0
繰 越 金	10	52	520.0
歳 入 合 計	20,005	20,636	103.2

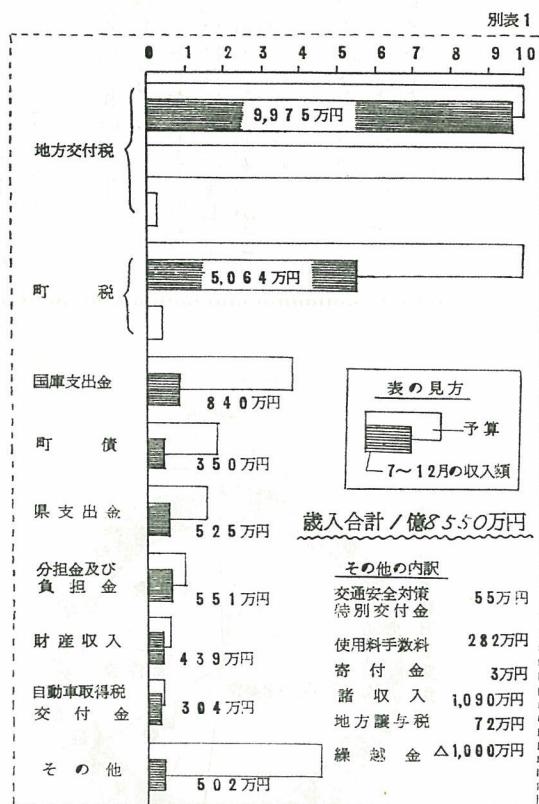
款	最終予算額	支出済額	支出率
事 業 費	20,005	19,996	99.9
歳出合計	20,005	19,996	99.9

財政事情の公表

町の家計簿

◆ 昭和47年7月から12月まで ◆

一般会計歳入のようす (7月~12月)



一般会計歳出の執行状況 別表2

科 目	予算現額	支出済額			予算に対する執行率
		4~6月	7~12月	計	
議 会 費	千円 10,648	千円 2,759	千円 5,134	千円 7,893	% 74.1
総 務 費	65,331	13,408	30,580	43,988	67.3
民 生 費	61,666	7,654	28,737	36,391	59.0
衛 生 費	19,225	3,155	9,428	12,583	65.4
農林水産業費	33,204	6,344	12,791	19,135	57.6
商 工 費	1,613	515	812	1,327	82.0
土 木 費	127,338	4,737	60,903	65,640	51.6
消 防 費	22,511	5,958	13,345	19,303	85.8
教 育 費	72,329	19,456	36,841	56,297	77.8
災 害 復 旧 費	5,886	45	1,646	1,691	28.9
公 債 費	14,870	19	9,172	9,191	61.8
予 備 費	8,000	0	0	0	—
合 計	442,621	64,050	209,389	273,439	61.8

一般会計

昭和四十七年度一般会計の当初予算是四億一千三百二十四万円でしたが、その後補正予算が組まれ現在は歳入歳出とも四億四千二百六十二万円になっています。

歳出の状況

この予算のうち、本期（昭和四十七年七月から十二月まで）の収支現在で三億六千七百六十二万円の収入済みで、これは予算現額の八三・一%にあたり、また歳出面では二億七千三百四十三万円で、全体の六一・八%が使われたことになります。

本期の総収入済額は、一億八千五百五十一万円で、これは予算現額の一九%に当る額が収入されたことになります。この収入の内容は別表一のようになります。

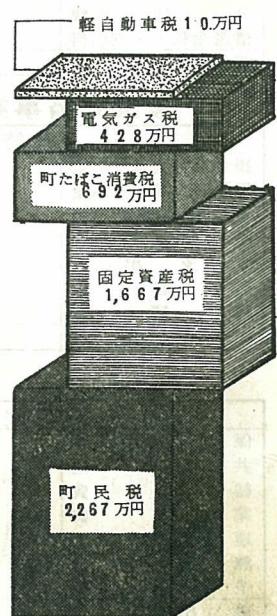
また、町税五千六十四万円の収入内訳は別表一に示すとおりになります。次に歳出の方をみると、本期は二億九百三十九万円（別表二をご覧ください）予算現額の四七・三%が使われたことになります。

この公表は、町の財布がどのようになっているかを、みなさんにひろく知つていただくとともに、町政に深い理解とご協力をいたさくため、毎年二月と八月の二回行なっているものです。
今回は、昭和四十七年度（昭和四十七年七月から十二月まで）の収入、支出の状況をお知らせします。

支の状況をみますと、歳入においては一億八千五百五十一万円、歳出では、二億九百三十九万円が使われています。

そして、前回公表した昭和四十

別図 1



昭和47年度特別会計予算の執行状況

別表3 収入 国民健康保険会計

科 目	予算現額	収入 濟 額			予算に対する収入率
		4~6月	7~12月	計	
国民健康保険税	千円 17,359	千円 4,028	千円 10,988	千円 15,016	% 86.5
使用料、手数料	10	1	3	4	40.0
国庫支出金	31,848	6,162	12,407	18,569	58.3
繰 入 金	2,000	10,815	—	10,815	540.8
繰 越 金	146	—	—	—	—
諸 収 入	7	—	133	133	1900.0
合 計	51,370	21,006	23,531	44,537	86.7

支 出

科 目	予算現額	支 出 濟 額			予算に対する執行率
		4~6月	7~12月	計	
総務費	4,545	1,036	2,255	3,291	72.4
保険給付費	46,724	3,769	26,614	30,383	65.0
公債費	1	—	—	—	—
予備費	100	—	—	—	—
合 計	51,370	4,805	28,869	33,674	65.6

別表4 収入 農業共済会計

科 目	予算現額	収入 濟 額			予算に対する収入率
		4~6月	7~12月	計	
共済金	1,227	93	560	653	53.2
保険金	1,583	2	135	137	8.7
無事戻し金	21	20	—	20	95.2
賛課金	385	17	211	228	59.2
県支出金	2,740	—	2,071	2,071	75.6
諸 収 入	58	—	50	50	86.2
繰 越 金	1,392	1,034	—	1,034	74.3
合 計	7,406	1,166	3,027	4,193	56.6

支 出

科 目	予算現額	支 出 濟 額			予算に対する執行率
		4~6月	7~12月	計	
保険料	619	45	145	190	30.7
共済金	2,190	—	163	163	7.4
総務費	3,024	634	1,524	2,158	71.4
業務費	189	—	69	69	36.5
連合支払金	121	3	67	70	57.9
無事戻し金	57	—	—	—	—
予備費	1,206	—	—	—	—
合 計	7,406	682	1,968	2,650	35.8

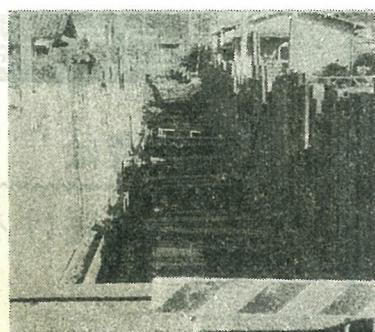
別表5 収入 学校給食共同調理場合計

科 目	予算現額	収入 濟 額			予算に対する収入率
		4~6月	7~12月	計	
事業収入	21,265	3,591	10,518	14,109	66.4
諸 収 入	3	—	11	11	366.7
繰 越 金	10	640	10	650	6,500.0
合 計	21,278	4,231	10,539	14,770	69.4

支 出

科 目	予算現額	支 出 濟 額			予算に対する執行率
		4~6月	7~12月	計	
事業費	21,278	4,171	9,240	13,411	63.0
合 計	21,278	4,171	9,240	13,411	63.0

(整った町づくりをめざして)
建設すむ川辺下水路



農業共済事業では、収入された額三百三万円、使われた額は百九十七万円となっており、学校給食共同調理場事業では、収入額一千五十四万円で九百二十四万円が使われています。
なお、これらの特別会計で前回に公表した（昭和四十七年四月から六月まで）ものを含めた四十七年度の年末現在における、予算額に対する収入済額、支出済額の割合は別表三～五のようになります。

特別会計

今期（昭和四十七年七月から十二月まで）における特別会計のうち、まず国保事業では歳入二千三百五十三万円で予算額の四五・八%の収入済、歳出では二千八百八十六万円は二千八百八十六万円で予算額の四五・二%が使われたことになります。

No. 57. 48.2.20

川辺町の場合、昭和三十八年一月一日以前に建築された家屋については、むかしの賃貸価格の倍数により評価していますし、昭和三十八年一月二日以降に建築された家屋は、国の示す基準によって評価されています。（実際の課税は評価額の三割程度です）

このため評価額に不均衡を生じてきていますので、これを解消するため、昭和四十六年から町内に着手、現在約二分の一を終了しましたが、本年も引き続いて行なう。四十八年中に全部終る計画です。

昭和四十八年度は、固定資産税の評価替えの年です。固定資産税には基準年度の定めがあり、この基準年度は昭和三十一年度及び三十三年度並びに三十一年度から起算して、三年度を経過したことの年度をいいます。

月一日以前に建築された家屋については、むかしの賃貸価格の倍数により評価していますし、昭和三十八年一月二日以降に建築された家屋は、国の示す基準によって評価されています。（実際の課税は評価額の三割程度です）

在来分（昭和四十六年十二月三十一日以前に建築された家屋）の評価替えについて

昭和四十八年度の評価替えについて、県からは基準による評価額の水準まで引きあげるよう強く勧められた固定資産評価基準によつて評価するのが原則です。



家屋の評価替えの概要

一ことしほは固定資産税

評価替えの年

そこで町としては、この実状を陳情し、昭和四十八年度から三年間にその水準まで引き上げることで了解を得ましたので、昭和四十八年度は平均約三割の上昇になりました。

在来家屋の再評価は約二分の一終了しましたが、前にも述べたような理由で一棟ごとの課税水準が評価基準による評価額を百とした場合、水準は二〇と四〇%になつておりまします。なお、従来認められておりました地域差が四十六年から廃止になりましたので、いつそうその差は大きくなつております。

新築分（昭和四十七年中に新築・増築した家屋）の評価について

国民年金の障害年金、母子、準母子年金、寡婦年金の受給者は毎年一回三月三十日までに「国民年金受給権者現況届」を、役場に提出することになります。

この現況届は、受給権者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために行なわれる重要なものです。

現況届を期限までに提出されませんと、以後引き続いて年金を支払つてよいかどうかの確認ができません。従つて、六ヶ月の支払い分から現況届が提出されるまでの間は、年金の支払いが止められることになります。

なお、昨年の四月一日以降に年金を受けはじめたかた、または今まで支給停止されていたのが解除になったかたは、一年にならないので現況届を提出する必要はありません。

現況届の提出について、くわしいことは役場住民課または社会保険事務所へおたずねください。

国民年金
受給権者は
現況届けを

町の主要な収入である地方交付税の算定については、国の示す評価基準による評価額により、町の税収を算定していますので、その差額分だけ町の歳入が不足していることになります。

新しい基準は、旧基準の約二倍に引き上げられましたので、新增分の評価は四十六年建築分の約二倍程度になりますが、税負担の均衡上、昭和五十一年度を二〇〇%として調整率を定め評価額を決定することになりました。

なお、昨年の四月一日以降に年金を受けはじめたかた、または今まで支給停止されていたのが解除になったかたは、一年にならないので現況届を提出する必要はありません。

現況届の提出について、くわしいことは役場住民課または社会保険事務所へおたずねください。

▽ 山中でのたき火は極力つしみやむを得ない。



防ごう山火事
気なしの投げ捨て
山火事のもと

山林内に道路網が整備され、モータリゼーションの普及によって山にレジャーをもとめる機会が多くなるにつれて山火事の起きる原因が多くなると思われます。

とくに二月から四月にかけては降雨量も少なく、空気も乾燥し、季節風が強まるなど山火事発生のもつとも危険な季節といえます。

わざわいはちよと

の心のすきに起こりやすく、とくに火災の原因はそのほとんどが不注意によるものだけに、次のことがらにじゅうぶん気をつけ山火事を防ぎましょう。

春の火災予防運動

2月28日～3月13日



△たばこの吸いがらの不しまつは火事原因の最高をしめています。山中のすいがらは、安全な場所で完全に消しましよう。

△最近の例で、マイカーの中から投げ捨てた吸いがらがもとで山火事を起こした例が相当出ています。車内の喫煙は座席に取り付けてある灰皿を使用し、車外への投げ捨てはつつしましよう。

△外来者が山中でたき火や喫煙をしたと思われるときは、それとなく監視し、異常を認めたときは近くの消防団員などに通報するとともに、適切な消火活動をおこないましょう。

を迎える小学1年生

健康診断はじまる

間近かにせまった入学に備えて先ごろ各小学校では、就学時健康診断が行なわれました。

ことしの入学予定の児童数は川辺小77人、分校19人、上米田小19人、下麻生18人の合わせて133人。

父兄に付き添われた児童は、それぞれ身体検査や、校医、歯科医の先生に診断を受け胸をふくらませていました



(下麻生小にて)



(中央公民館にて)

青年と婦人を語る会開く

あっておし進めるために計画したものです。短時間ではありましたが恋愛、結婚問題等について、とくに母親と子供の立場としての意見の交換に熱が入り、有意義なひとときを過ごしました。

最後に今後のあらゆる活動を青年、婦人会とも団結、協力しあうことによって、町民一体の団体活動促進に努力することを約束しました。

大切な心の健康

まず子を理解しよう

心にも、健康な時とそうでない時とあることに、みなさん案外気づいていないのではないでしょうか、日ごろの食事に、栄養のバランスがとれていなければ、からだにいろいろな障害を起こしやすいように、平素の心の健康に留意しないと、無気力、強い欲求不満、ノイローゼ、情緒不安定、家出非

行などとなつてあらわれます。

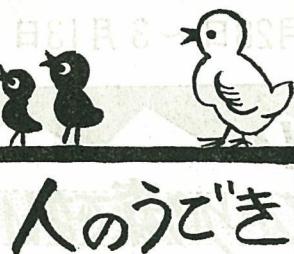
こどもの心の健康を守るには、「子を知ることから出発しなければなりません。子を理解することだといふ自覚が欲しいもので

す。けれども社会が昔ほど単純ではなく、親が多忙でこどもの心の健

康を見とげる機会の少ないのはま

ことに残念です。日常生活のなかで少しでもこどもに接するくふうをしましよう。

こどもに声をかけても、こどもが意識的に避けたり、拒否したりするようでしたら、健康ではありません。この場合、親の愛と信頼が何よりくすりですが、原因が親自信にあるか、こどもの側にあるか考えて、これまでのありかたを変える必要があります。心の病気は早く発見して、早期になおすことが大切です。



(1月中の届け出)

〔出生〕

◎ご成長をお祈りします

下飯田	山田	崇	博満	長男
比久見	神田	昌宏	茂利	タ 女
ク	馬場	里美	国弘	三男
下吉田	山田	慶弥	定夫	長男
中川辺	桜井	直樹	銀一	二男
鹿	塩	横田	憲生	保彦
上川辺	今井	忍	英明	長女
下川辺	中島	正勝	正治	長男

〔死亡〕

◎謹んでおくやみ申し上げます

福島	奥田かすみ	55才
西橋井	井戸 那男	36才
下川辺	木下 て津	99才
西橋井	山田 倉一	73才
中川辺	井戸 儀市	84才
ク	古沢 弘六	79才
ク	後藤 朝子	43才

〔婚姻〕

◎いつまでもおしあわせに

山田 昭郎	(上之保村)
富田 清子	(中川辺)
伊佐次英彦	(可見町)
山田まゆみ	(福島)
楨田 愛国	(岐阜市)
小栗八重子	(中川辺)

町では、佐伯さんの多額のご厚志に対して厚くお礼申し上げるとともに、各学校の教育資金として活用させていただきました。

ことしも年度末の税申告の時期がやってきました。期限は三月十五日までです。まだ、ませていな方は今すぐ申告してください。
 □□□ 町県民税の申告
 はすみましたか
 がやつてきました。期限は三月十五日までです。まだ、ませていな方は今すぐ申告してください。
 □□□ 町県民税の申告をしなければならない人
 一月一日現在町内に住所があり昭和四十七年中に、農業、給与、営業などそのほかの所得があった人

△町県民税の申告をしなくてもよい
 い人
 ①所得税の確定申告を提出した人
 ②給与所得者で従来から特別徴収の方法で納税している人(給与所得のほかに所得のある人は申告を

ベトナム和平の回復とともに、長い間の戦火のため犠牲となつた南北ベトナムを始め、クメール及びラオス諸国における難民等戦争犠牲者の救援は、今日緊急を要する状態にあります。
 このため日本赤十字社は、国際赤十字のインドシナ救援計画に基き全国的に救援金の募集受け付を三月末日まで行ないます。
 当町においても、みなさま方の

△町県民税の申告をしなくてもよい
 い人
 老人医療について、次のことにつ該当する方がありましたら、十四日以内に役場住民課へ受給者証を添えて提出してください。
 △老人医療費受給者証を汚損または紛失されたとき
 △受給者の居住地が変更したとき(他市町村へ転出のときは速やかに)
 △加入している医療保険の関係に変更があつたとき
 △受給者の氏名が変わったとき

△水道課長(社教主事) 山口修一
 郎(学校給食共同調理場長(会計係長) 交告年夫(議会事務局長(△教育委員会(二三七五))
 二〇三九) △下麻生支所(五〇一七) △土地改良課(二三七四)
 二一〇二五) △上米田支所(二二五七) △水道課長(上水道建設事業計画の実施にともない、行政事務を能率的、効果的に処理するため、川辺小学校南側にある旧校舎の一室、(現在、土地改良課の隣)に新設しました。
 なお、この課の新設によつて一部人事異動を二月一日付で行なされました。() 内は前所属

△教育資金にと四十
 万円を寄託
 下吉田の佐伯泉さん(佐伯鉄工所経営)は、先ごろ教育委員会を通じて、町内各小中学校へ「教育のために使ってください」と、それぞれ十万円ずつ寄託されました。これは、このほど下川辺地内に新しく工場を建設され、その竣工のお祝いとして寄せられたもので

広報カレンダー コーナー

お知らせ

固定資産課税台帳の縦覧

学校給食共同調理場長 横田茂美
 △水道係長(新任) 田口泰昭 △社会教育主事(税務) 池田承徳 △水道(住民) 岩田隆夫 △水道(土木) 酒向隆重 △会計(総務) 座間芳夫 △水道(新任) 日下部賢三 △土地改良(新任) 遠藤裕子

昭和四十八年度の固定資産課税台帳を三月一日から十五日まで、役場において縦覧に供しますから

ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、物資は扱わず救援金のみで受け付は役場住民課で行ないます。

電話番号の変更について

役場内機構が一部

変りました

役場および各支所、分室の電話番号が次のとおり変わりました。

川辺(〇五七四五三) -

△役場本庁(代) 二五一一(二五

一一〇二五) △下麻生支所(五〇一

七) △土地改良課(二三七四)

△教育委員会(二三七五)

△水道課長(上水道建設事業計画の実施にともない、行政事務を能率的、効果的に処理するため、川辺小学校南側にある旧校舎の一室、(現在、土地改良課の隣)に新設しました。() 内は前所属

△水道課長(社教主事) 山口修一

郎(学校給食共同調理場長(会計係長) 交告年夫(議会事務局長(△教育委員会(二三七五))

二〇三九) △下麻生支所(五〇一七) △土地改良課(二三七四)

二一〇二五) △上米田支所(二二五七) △水道課長(上水道建設事業計画の実施にともない、行政事務を能率的、効果的に処理するため、川辺小学校南側にある旧校舎の一室、(現在、土地改良課の隣)に新設しました。() 内は前所属

△教育資金にと四十
 万円を寄託

下吉田の佐伯泉さん(佐伯鉄工所経営)は、先ごろ教育委員会を通じて、町内各小中学校へ「教育

のために使ってください」と、それぞれ十万円ずつ寄託されました。これは、このほど下川辺地内に新しく工場を建設され、その竣工のお祝いとして寄せられたもので